

# Nabeshima Labor management



さまざまな書類で押印が不要になります。

現在、政府の規制改革の一環として、行政手続きにおける**押印の廃止**等の見直しが進められていますが、**社会保険関係・労働基準法関係**の書類についても多くの書類が押印不要となっていますので、こちらを紹介します。

## 日本年金機構

◆ 令和2年12月25日より年金手続きの申請・届出様式の押印が**原則廃止**になりました。

《押印が不要になった主な手続き》

- ・資格取得届 ・資格喪失届 ・月額変更届
- ・被扶養者(異動)届 ・賞与支払届
- ・算定基礎届 ・年金手帳再交付申請書 など

金融機関へのお届け印、実印が必要な手続きについては引き続き**押印が必要**です。

- ・保険料口座振替納付(変更)申出書
- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など

## 協会けんぽ

◆ 令和2年12月25日に押印廃止に関する通達が出され、協会けんぽへ提出する書類について押印が**原則廃止**になりました。

《押印が不要になった主な手続き》

- ・傷病手当金支給申請書 ・限度額適用認定申請書
- ・被保険者証再交付申請書・出産手当金支給申請書
- ・被保険者証回収不能届 など

口座振替申出書の「**金融機関登録印**」については引き続き**押印が必要**です。

- ・任意継続被保険者 口座振替依頼書 など

## 労災保険関係

◆ 令和3年1月7日に労災保険における請求書等に係る押印等の見直しについての通達が出され、押印が**原則廃止**になりました。

《押印が不要になった主な手続き》

- ・療養補償給付請求書(様式第5号)
- ・休業補償給付請求書(様式第8号)
- ・障害補償給付請求書(様式第10号) など

## 雇用保険関係

◆ 令和3年1月より各種届出の押印が**原則廃止**になっています。(宇都宮職安 1/29 確認)

《引き続き押印が必要な手続き》

- ・事業所設置届(裏面「登録印」のみ)
- ・適用事業所台帳等提供依頼書
- ・代理人選任届

## 36協定

◆ 令和3年4月1日より労働基準監督署に届け出る**36協定届**について、労働者代表及び使用者の押印及び署名が**不要**となります。

ただし、押印・署名が不要になるのは「**36協定届**」のみなので、今後これまで通り**36協定書**と**36協定届**を兼ねる場合は労働者代表・使用者の署名又は記名押印が**必要**になります。

◆ 上記の押印廃止とあわせて**36協定**の適正な締結に向けて、労働者代表についてのチェックボックスが2つ追加されます。

- 労働者代表が、
- 全ての労働者の過半数を代表するものであること
  - 労基法41条2号の監督または管理の地位にある者ではなく、民主的手続きにより選出され、使用者の意向に基づき選出された者でないこと

《筆者：山崎》

## お知らせ

- 障害者の法定雇用率が令和3年3月1日から引き上げになります。現行の2.2%から**2.3%**に引き上げられ、従業員数**43.5人**以上の事業主が対象になります。
- 新型コロナウイルス感染症に関する**母性健康管理措置**に関する規定が令和2年5月7日～令和4年1月31日の期間に出されています。妊娠中の女性労働者から**申し出があった場合**、事業主は主治医や助産師からの指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

## 自然との共生



年末から正月にかけてコロナの感染者が増加し外出が規制されていたので、今回は今年の10月31日～11月1日に歩いてきた「丹沢山」の美しさを先月号に続き、お届けいたします。

丹沢山は私の大好きな山です。100名山でありながら誰でも歩ける山で、尾根歩きが非常に美しく「二ノ塔」「三ノ塔」からは相模湾～江の島を眺めることができます。また、山頂の「塔ノ岳」から見る「富士山」はとても壮大で感動しました。



## わたしのひとこと

昨年から私たちの生活を悩ませている新型コロナウイルス、この先どうなっていくのでしょうか？不安だらけの毎日です。感染してしまったら、①自宅待機 だけは避けたいです・・・ 他の人に感染させてしまったら、②責任の範囲・そして損害賠償の請求は・・・ ③後遺症(心疾患、脳疾患、その他)等が発生してしまったら、回復の見込みがあるのでしょうか・・・ 人によって症状等が異なるといわれていますが、いずれにしても不安な日々の連続です。頼みの綱は、2月末から始まるワクチン接種ですが、安全性はどのくらい確立されているのでしょうか。この新型コロナウイルスの感染が収まらない限り、国内は勿論、海外旅行など一生できなくなってしまうのですネ、もう1度フランスに2～3週間ぐらいかけて行きたかったのに・・・

鍋島 勝子



### 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

#### 社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

